



議 題 1

報道機関 各位

記者発表資料

平成26年7月2日（水）

問い合わせ先

環境未来都市推進課 担当：高橋、有山

電話：829-1329内線：3135

さいたま市低炭素まちづくり計画の策定について

平成26年7月2日付でさいたま市低炭素まちづくり計画を、策定しましたのでご報告いたします。

本計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく法定計画として、本市既存計画の低炭素まちづくりに資する取組を整理し策定したものです。これにより、国から様々な財政支援や企業の多様なアイデアの実現を可能とする特例措置を受けることができます。

また、次世代自動車・スマートエネルギー特区事業での取組に加え、既存の各計画に基づいて、現在展開している事業をはじめ、今後展開する様々な事業を効率的に推進することが可能となります。

記

1 計画の公表日 平成26年7月2日（水）

2 概 要 別紙参照

※本計画の策定は、東日本政令指定都市では初（埼玉県内初）となります。
（全国政令指定都市内では北九州市に次いで2番目）

3 参 考 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年12月施行）

社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的としています。（略称：エコまち法）

主な本市既存計画

- ・さいたま市総合振興計画
- ・さいたま市都市計画マスタープラン
- ・さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～
- ・さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



さいたま市 低炭素まちづくり計画概要

記者発表資料(別紙)

東日本の指定都市初

埼玉県内初

さいたま市低炭素まちづくり計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年12月施行)に基づく法定計画です。

○都市の低炭素化の促進に関する法律

社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的としています。(略称：エコまち法)

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針

さいたま市低炭素まちづくり計画

- 平成26年7月2日策定
- 計画期間：平成26年度～平成30年度
- 本計画は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく法定計画として、本市既存計画の低炭素まちづくりに資する取組を整理し策定したものです。
- これにより次世代自動車・スマートエネルギー特区事業での取組に加え、既存の各計画に基づいて、現在展開している事業をはじめ、今後展開する様々な事業を効率的に推進することが可能となります。
- 本計画の策定により、国から様々な財政支援や企業の多様なアイデアの実現を可能とする特例措置を受けることができます。

(対象地域) 市内市街化区域全域
(集約地域【先導地区】) 浦和美園地区、大宮地区

【国の支援】

様々な財政支援

様々な特例措置

【主な関連計画】

- さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー計画～
- さいたま市都市計画マスタープラン

適合

調和